

県北広域振興局長告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年3月31日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700312	株式会社三河交通観光	株式会社三河交通観光 訪問介護支援センター	久慈市中央二丁目13番地	平成29年3月31日
0373200419	社会福祉法人慈孝会	ぶなの風ヘルパーステーション	二戸郡一戸町奥中山字西 田子1354番地1	〃